

「小樽市職員倫理条例(原案)」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

- | | | |
|---|--------------------|--------|
| 1 | 意見等の提出者数 | 1人、1団体 |
| 2 | 意見等の件数 | 23件 |
| 3 | 上記2のうち計画等の案を修正した件数 | 0件 |
| 4 | 意見等の概要及び市の考え方 | |

No.	意見等の概要	市の考え方等
1	職員倫理条例（原案）は、①倫理の確立と保持、②法令遵守と公益通報、③不当要求行為からなっている。3つの主題はそれぞれ独立して主要なテーマである。したがって、3つのテーマの内容をバラバラにして論じているが、それぞれの目的が違うので論旨に一貫性がなく理解できない。テーマごとにまとめて策定したほうが、条例の目的がより明確になる。	本市の倫理条例の構成につきましては、公務員倫理のみに特化することなく、市内・外部に新たにコンプライアンス推進のための組織を設けることや、不当要求行為等に対する組織的対応、さらには公益通報制度による違法行為等の防止など幅広い観点から条例を策定し、市民に信頼される市政を確立することを目的としております。
2	倫理とは、「行動の規範となる物事の道徳的な評価」であることから、職務の行動規範である。したがって、倫理条例（原案）は、目的に「法令遵守及び倫理の保持」と記載されているが、ここでは「倫理の確立及び保持」を主たる目的とすべきである。	
3	管理監督者の説明がない。管理監督者の範囲を明確に記載する必要がある。	本条例第5条に「職員を管理し、又は監督する地位にある職員」と規定しております。
4	部長級職員の説明がない。部長級職員は利害関係者との接触も多く責務	本市の場合は、職務上必要な会議等における利害関係者との会

	は重い。	食などが考えられますが、一般的には事前の案内文書等により上司の決裁又は了承を得て組織として出席の意思決定をすることになりますので、各任命権者において適切に判断されるものと考えております。
5	部長級職員に対し、贈与、株取引、所得の報告及び報告書の閲覧が必要である。	<p>なお、株取引等の報告や所得等の報告につきましては、情報収集やインサイダー取引の面を考慮し、国におきましては本省審議官級以上を対象としておりますが、本市におきましては、これらの疑念が生じる可能性が国等に比べ低いことから、本条例には規定しておりません。</p>
6	コンプライアンス委員会の組織について規則で定めるとあるが、委員会の独立性の担保が見えない。委員会の独立性を担保する文言を掲載していただきたい。	コンプライアンス委員会につきましては、一般的な審議会とは異なり、自ら調査や検討を行える機関として考えております。したがって、委員会の運営に関して必要な事項につきましては、委員会が決定することで考えており、独立性を持った組織となっております。
7	コンプライアンス委員会の独立性を守るべきであり、独立性を明確に記載すべきである。(窓口事務を含めて)なおかつ、市長に直属する組織とすべきである。	<p>なお、不当要求行為等や公益通報などにおきましても、調査結果を市長等に報告することや措置についての意見を述べることなどを規定しております。</p>
8	コンプライアンス委員会の事務局(受付窓口)を一時的に議会気付とすべきである。	コンプライアンス委員会は市に設置されますが、公益通報の窓口は事務局ではなく、直接コンプライアンス委員会となります。
9	コンプライアンス委員会の任期は2期6年と限るべきである。	コンプライアンス委員会の委員の任期につきましては、期間を

		限定することは考えておりません。
10	コンプライアンス委員会に関する守秘義務の期間を30年間とすべきである。	守秘義務につきましては、期間を限定することなく定めることが適当であると考えております。
11	コンプライアンス委員会が認知した件が「不当、あるいは違法」と判断した場合、市長に報告すると同時に司法、あるいは検察当局へ通報すべきである。	本条例の公益通報制度は、適切な関係機関への通報を制約するものではありません。 内容によっては、警察等に通報する場合もあると考えております。
12	推進会議で認知された行為であっても、外部漏れを留意してコンプライアンス委員会でもみ消される。理由は委員会の構成委員は市長指名であるからである。 コンプライアンス委員会の構成委員は市長の推薦者のみならず、議会承認を条件とした市民等の第三者数名を含めることが肝要である。	コンプライアンス委員会が外部委員によって構成されるのに対し、コンプライアンス推進会議は、職員による市のコンプライアンスの確保を一つの所掌事務として設置するもので、それぞれが市の外部及び内部からコンプライアンス体制を推進するいわば車の両輪的なものとなります。
13	コンプライアンス推進会議の構成委員は、職員のみならず議会承認を条件とした市民等の第三者数名を含めることが肝要である。	不当要求行為等への対応につきましては、相手方は市の職員以外の者となり、迅速な対応も必要となることから、その対策のためには市の事務事業に精通している必要性もありますので、コンプライアンス推進会議の構成員は職員としたものです。
14	コンプライアンス推進会議について、不当要求行為の問題処理に当たって、庁内職員だけで判断する組織形態はいかなるものか。職員で構成される推進会議で手順を踏んで処理される流れは理解できるが、判断する者が同じ庁内の職員だと、意見がかたよる危険性がある。透明性や公平性を維持する上から第三者の参加を強く希望する。	コンプライアンス委員会の委員につきましては、委員会の所掌事務を勘案しますと、本条例第8条第4項に規定しておりますとおり、法令に関し高い識見を有することや学識経験のあることが求められます。 また、委員会の委員につきまし

		ては、市長が直接指名するのではなく、団体等からの推薦を予定しております。
15	コンプライアンス推進会議という名称を改め、不当要求行為検討委員会とすべきである。なおかつ、業務は不当要求行為等に限るべきである。	コンプライアンス推進会議につきましては、本条例第9条第2項に規定しておりますとおり、不当要求行為等だけではなく、市におけるコンプライアンスの確保全般に関わるなどその所掌事務は広範なものでありますので、コンプライアンス推進会議としております。
16	倫理監督官が必要である。今回幹部職員が行政処分を受けていることから、倫理の保持に対する責務は重たい。	倫理の保持につきましては、倫理監督官という特定の職にその責任を負わせるのではなく、管理監督者や任命権者、コンプライアンス推進会議及びコンプライアンス委員会が倫理やサービス等の問題について組織として必要な対策等を講じることで、職員の倫理保持が図られるものと考えております。
17	倫理の確立保持について、懲戒処分が記載されていない。重要性を鑑み市長の責務として、懲戒処分を記載すべきである。	倫理の保持に違反した場合等法令違反行為などを行った場合は、地方公務員法等に基づき市長などの任命権者が懲戒処分などについて適正な対応をしております。
18	倫理の確立及び保持について、倫理規程若しくは規則が明記されていない。より具体的な部分については規程もしくは規則の策定が必要である。	今後作成予定のコンプライアンスハンドブックなどで具体例を示してまいりたいと考えております。
19	利害関係者との間の禁止行為について、禁止行為であっても許される事項として、原案では「社会通念上儀礼の範囲内」と掲載されているが、不明	

	<p>瞭な表現では、かえって職員の行動を委縮させる。明快に策定すべきである。</p>	
20	<p>職員倫理の保持に関し、公平委員会の権限を明確にすべきである。</p>	<p>本市に設置しております公平委員会は、公務員倫理を含む人事行政についての調査等の権限は有しておりませんので、規定しておりません。</p>
21	<p>不当行為が、所属長に報告されても、所属長の主観に基づいて市役所内部の問題としてもみ消される。この条例は公益通報（内部告発）を最少にし、無関係な不当要求行為の件に置き換えた感がある。</p> <p>いかなる内部告発、不当行為等は所属長の如何にかかわらず、コンプライアンス推進会議、コンプライアンス委員会、及び議会の業務監査委員会（存在しなければ設置すべきである）に提出されるべきである。</p>	<p>公益通報の受付窓口は第三者からなる委員で構成するコンプライアンス委員会となります。また、公益通報につきましては、職員で構成するコンプライアンス推進会議は直接関与しませんし、コンプライアンス委員会が必要があると判断した場合に調査し、調査結果を市長等に報告することとしております。したがって、客観的事実に基づいた対応がなされるため、もみ消しなどが生ずる余地はないものと考えております。</p>
22	<p>公益通報の受付制度が不明確である。結局は推進会議の事務局で処理され、もみ消される可能性が大と見ました。どこかの段階で議会から独立した業務監査委員会を設置し、査察された業務に関して推進委員会とは独立して監査し、結果をコンプライアンス委員会に提出する必要がある。</p>	
23	<p>条例の附則として、パーティー券事件等の不祥事が発覚し、今回倫理基本条例を策定する経緯を冒頭加筆すべきである。</p>	<p>本条例につきましては、平成23年10月に策定いたしました「小樽市職員の倫理向上に向けたコンプライアンス推進方策」に基づき再発防止策の一環として策定するものであり、背景や方針、実施内容等経緯につきましては既に再発防止策に記載されて</p>

		おりますので、改めて本条例には記載しておりません。
--	--	---------------------------

* 同じ内容の意見が複数ある場合は、「意見等の概要」の最後に件数を記載してください。

* 計画等の案を修正した場合は、「市の考え方等」の欄に修正個所を併せて記載してください。